申請書名:特定毒物研究者許可申請

概要	特定毒物研究者の許可を受けようとする時に使用します。
申請書以外に添付する書類	 ○申請者の履歴書 ○設備の概要図 ○医師の診断書 ○資格を証する書類 ・大学において、薬学、医学、化学、その他毒物劇物に関係する学科を専攻修了したことを証する書類ただし、次により取扱うこともできる。 a 農業試験場等で研究を必要とする場合 ・農業用品目毒物劇物取扱者と同等以上の資格を証する書類 b 水質汚濁防止法、下水道法、大気汚染防止法等の規定に基づく分析研究を必要とする場合 ・一般毒物劇物取扱者と同等以上の資格を証する書類 ○誓約書 ・上記 a に該当する場合 「当該研究施設で農業関係の特定毒物の効力、薬害又は残留性等の研究にのみ従事し、これ以外の特定毒物の研究には従事しない」旨 ・上記 b に該当する場合 「特定毒物を分析研究のための標準品としてのみ使用し、それ以外の用途には用いない」旨 ○雇用関係を証する書類(辞令書の写でも可) ○申請者が委託業務を受けている場合、委託契約書の写し
注意事項	手数料は不要です。

受付窓口

所管する各総合支庁保健福祉環境部保健企画課

村山総合支庁(村山保健所)医薬事担当 山形市十日町1-6-6	TEL 023-627-1248
最上総合支庁(最上保健所)医薬事担当 新庄市金沢字大道上2034	TEL 0233-29-1257
置賜総合支庁(置賜保健所)医薬事担当 米沢市金池7-1-50	TEL 0238-22-3872
庄内総合支庁(庄内保健所)医薬事担当 三川町大字横山字袖東19-1	TEL 0235-66-4738